

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	建築指導課
委託業務名	生活道路整備促進事業に伴う登記事務等業務（第R5-27号）
委託業務場所	大津市滋賀里二丁目
概要	生活道路整備促進事業に伴う分筆登記等嘱託並びにそれに必要な測量・調査業務
契約期間	令和5年8月16日から令和6年2月29日まで
契約年月日	令和5年8月16日
契約金額	1,332,225円
契約の相手方	<p>〔所在地〕 大津市梅林二丁目1番28号          〔名称〕 公益社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会          理事長 中野 正章</p>
契約相手方の選定理由	<p>契約相手方の同協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき、国・地方公共団体等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益法人である。また、本市と同協会とは平成16年12月1日付けで「表示登記事務及び地図訂正業務委託契約」を締結し、表示登記等に係る各種業務の単価を定め効率的な事務執行に努めているところである。</p> <p>専門的能力を有する土地家屋調査士及び調査士法人で構成される同協会の法規定の設立趣旨、並びに、市と統一価格による単価契約を行っている事業者であることにより、同協会を契約相手方として選定する。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6)競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。